

延岡市社会福祉協議会
島浦町介護サービス支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、居宅サービス等の介護保険法（平成9年法律第123号）に定めるサービス及び事業を行う事業所が少ない島浦町に居住する高齢者が、同町に安心して住み続けられるために、居宅サービス等の介護保険法に定めるサービス及び事業の利用を離島であることにより支障が無いよう支援することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象事業者

対象サービスのいずれかを行う事業者であって、島浦町に当該いずれかの対象サービスに係る事業所を有せず、かつ利用者に交通費の実費負担を課していないものとする。

(2) 対象サービス

介護保険法に定める次に掲げるサービス及び事業をいう。

ア 訪問介護または第1号訪問事業

イ 訪問入浴介護または介護予防訪問入浴介護

ウ 訪問看護または介護予防訪問看護

エ 訪問リハビリテーションまたは介護予防訪問リハビリテーション

オ 居宅介護支援または介護予防支援等

カ 福祉用具貸与・購入または住宅改修にかかる事業

キ その他地域包括支援センターが実施する事業

(3) 船賃

日豊汽船株式会社のカーフェリー若しくは高速旅客船又は海上タクシーを利用して、島浦と浦城（または阿蘇）との間を渡航する際に要する利用料をいう。

(実施主体)

第3条 この事業は、社会福祉法人延岡市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、実施するものとする。

(支援の内容)

第4条 対象事業者が、島浦町に渡航して対象サービスを行う際に支払った船賃について、次条及び第6条に定めるところにより、社協が延岡市から補助を受けたその予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(助成金額等)

第5条 助成金の額は、対象サービス提供のため島浦町に渡航する際の対象サービスの従事者1人分のカーフェリー又は高速旅客船の往復船賃の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、島浦と浦城（または阿蘇）との間を緊急時や天候の悪化等によるやむを得ない事情により海上タクシーで渡航した場合の助成金の額は、海上タクシーの片道分の船賃の額を助成する。また、カーフェリーを利用し自動車航送運賃を含む場合については、往復分の船賃を月1回に限り助成するものとする。

3 助成金の交付は月を単位として行うものとし、各月の助成金の額は1対象事業者につき10,000円を上限とする。ただし、当該年度内の助成金申請額が延岡市からの当該年度補助金額を上回った場合は、その時点において当該年度の助成金交付は終了するものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする対象事業者は、初回サービス提供開始月の前月15日までに事業所登録書（様式第1号）を延岡市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 対象事業者は、島浦町介護サービス支援事業助成金交付申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類の写しを添付して会長に申請しなければならない。

(1) 渡航費用明細書（様式第3号）

(2) 船賃の領収書

3 前項の申請は、月を単位として行うものとし、渡航実施月の翌月10日までに行わなければならない。ただし、渡航実施月の翌月10日が土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、繰り下げることとする。

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、対象事業者より前条第2項の申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、申請を受けた日から10日以内に助成金の交付を決定する。

2 会長は、助成金の交付を決定したときは、島浦町介護サービス支援事業助成金決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

（助成金の支払）

第8条 助成金は、助成決定後10日以内に支払うものとする。

（助成金の返還）

第9条 助成金の支払い後に、申請内容に虚偽の事実が判明した場合には、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

附則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。